

令和6年度 定期予防接種一覧

Regular vaccinations



接種開始月・年齢	予防接種	標準的な接種時期及び間隔	無料で接種できる期間※1	通知の有無	
2か月	ロタウイルス感染症	【ロタリックス(1価)】出生6週0日～24週0日までに27日以上の間隔を置いて2回接種	左記の期間		
		【ロタテック(5価)】出生6週0日～32週0日までに27日以上の間隔を置いて3回接種			
		どちらのワクチンも、 生後2か月から14週6日までに1回目の接種 をします			
	B型肝炎	【1回目】生後2か月以降 【2回目】1回目接種から27日以上の間隔をあけて接種 【3回目】1回目接種から139日以上の間隔をあけて接種	1歳未満		
	5種混合(DPT-IPV-Hib) (ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヒブ)※2	【1期初回】生後2か月～1歳になるまでに20日以上56日までの間隔を置いて3回接種 【1期追加】1期初回(3回)終了後、1年～1年半の間に1回接種	生後2か月～7歳6か月未満		
	小児用肺炎球菌	生後2か月以上7か月未満に開始	【初回】27日以上の間隔で3回接種 【追加】生後12～15か月の間に、3回目から60日以上の間隔で回接種	生後2か月～5歳未満	2歳を過ぎると、残り回数があっても初回は終了で、追加のみ接種可能
生後7か月以上1歳未満に開始		【初回】27日以上の間隔で2回接種 【追加】生後12か月以降に、2回目から60日以上の間隔で回接種			
生後1歳以上2歳未満に開始		60日以上の間隔で回接種			
2歳以上5歳未満に開始		1回接種			
4種混合(DPT-IPV) (ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ)※2	【初回】生後2か月～1歳になるまでに20日以上56日までの間隔を置いて3回接種 【追加】1期初回(3回)終了後、1年～1年半の間に1回接種	生後2か月～7歳6か月未満			
ヒブ※2	生後2か月以上7か月未満で開始⇒27日以上の間隔で3回接種後、3回目から60日以上の間隔で1回接種 生後7か月以上1歳未満で開始⇒27日以上の間隔で2回接種後、2回目から60日以上の間隔で1回接種 1歳以上で開始⇒1回接種	生後2か月～5歳未満			
5か月	BCG	生後5か月以上8か月未満に1回接種	1歳未満		
12か月(1歳)	水痘(水ぼうそう)	【1回目】生後12か月から15か月までに接種 【2回目】1回目接種終了後、半年から1年の間隔を置いて接種	1歳以上3歳未満		
	MR(麻しん風しん)	【第1期】1歳になってから2歳になるまでに1回接種	1歳		
小学校就学1年前		【第2期】小学校就学前1年間に1回接種(年長児) (令和6年度は、平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの方※3)	年長児	○	
36か月(3歳)	日本脳炎	【1期初回】3歳になってから4歳になるまでに6日以上28日までの間隔を置いて2回接種	生後6か月～7歳6か月未満 ※4		
		【1期追加】1期初回(2回)終了後、おおむね1年後に1回接種			
9歳		【2期】9歳になってから10歳になるまでに1回接種 (1期追加終了後おおむね5年)	9歳以上13歳未満 ※4	○	
11歳	2種混合(DT) (ジフテリア、破傷風)	【2期】11歳になってから12歳になるまでに1回接種	11歳以上13歳未満	○	
13歳	HPV(子宮頸がん)	サーバリックス(2価)	小学6年生から高校1年生相当の女子 (平成20年4月2日～平成25年4月1日生まれ)※5	○	
		ガーダシル(4価)			中学1年生で1回目接種後、2回目を1回目から2か月後、3回目を1回目から6か月後に接種
		シルガード9(9価)			中学1年生で1回目接種後、2回目を1回目から2か月後、3回目を1回目から6か月後に接種※6

任意予防接種

12か月～(1歳～)	おたふくかぜ(ムンプス)	【1回目】1歳 【2回目】5歳以上7歳未満(小学校就学前まで)	1歳から年長児まで(1人当たり2回まで助成)	
------------	--------------	------------------------------------	------------------------	--

※1 この期間であっても、接種間隔が上記の間隔より短い場合は有料となりますのでご注意ください。

※2 既に4種混合、ヒブを接種開始している方は同一のワクチンを接種してください。

※3 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに接種をしましょう。

※4 平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満まで接種可能です。

※5 平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの女性の方は特例により無料で接種できます(キャッチアップ接種)。

※6 接種開始の年齢が小学校6年生から15歳未満の場合、

初回接種から6か月～12か月の間隔を置いて2回目接種で完了とすることができます(9価に限り)。

裏面も見てね！



予防接種と予防接種の ← 接種間隔 → に注意しましょう！！

- 生ワクチン同士の接種間隔について(MR、麻しん、風しん、BCG、水痘、おたふくかぜ(任意)など)

注射生ワクチン

27日以上

注射生ワクチン

接種前に、母子手帳
や子育てアプリなどで
確認しよう！！



- 新型コロナウイルスワクチンと他の予防接種との接種間隔について

新型コロナウイルス
ワクチン

13日以上

他の予防接種

足利市 子育てアプリのご案内



アプリのダウンロード及び登録は無料です！(通信費、パケット代はご自身での負担となります)



android



iphone



Webブラウザ版

パソコン・スマホのどちらからもご利用いただけます。

こんなことができます！

- 予防接種のスケジュールを自動作成
- プッシュ通知機能(予防接種の予定日お知らせ・子育て情報配信など)
- 母子手帳の記録を入力、画像で保存

予防接種を受けるにあたって

1 接種医療機関について

- ・【令和6年度足利市予防接種協力医療機関名簿】を参考にしてください。
- ・足利市外で、かつ栃木県内での接種を希望される方は、接種前にご連絡ください。
- ・上記医療機関で受けられない場合(里帰り等)は、接種前に手続きが必要となりますのでご連絡ください。

2 接種費用について

- ・対象年齢内の定期予防接種は無料です。対象年齢を過ぎますと、有料になります。

3 予診票について

- ・予診票は、市内各医療機関にあります。
- ・足利市外で、かつ栃木県内での接種を希望される方は、予診票を郵送いたしますのでご連絡ください。

4 接種にあたっての注意事項

- ・予防接種は、体調の良いときに受けましょう。以下の場合には、予防接種は受けられません。
 - ア) 明らかに発熱(37.5℃以上)をしているとき
 - イ) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなき
 - ウ) 接種する予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあるとき
 - エ) その他、医師が不適當な状態と判断したとき

5 予防接種による健康被害救済制度

- ・定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- ・任意の予防接種により上記と同様の健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)法に基づく医薬品副作用被害救済制度があります。

<お問い合わせ先> 足利市健康増進課 Tel. 0284-20-2373